

2020年4月8日
日本証券業協会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受けた 外務員資格試験の会場閉鎖について

2020年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府より、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象区域とする緊急事態宣言が発令されました。

同宣言の発令を受け、本協会では当該区域内の外務員資格試験の会場を、下記のとおり閉鎖することといたしましたので、御通知いたします。

なお、試験会場を再開する際には、改めてお知らせいたします。

記

1. 閉鎖会場

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県に所在する全ての試験会場

2. 閉鎖期間

2020年4月8日（水）から5月8日（金）までの間

3. その他留意事項

緊急事態宣言の対象区域外の試験会場は通常どおり開催しておりますが、急遽閉鎖となる場合がありますので、会場へ向かう際には、必ず試験の実施会社であるプロメトリック（株）のウェブサイト (http://it.prometric-jp.com/news/news_index.asp) から開催状況を御確認ください。

以上